

<論文> 「トモアキラノ能」 : 非世阿弥自筆 説補考

望月, 郁子 / モチヅキ, イクコ

(出版者 / Publisher)

法政大学国文学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

日本文学誌要

(巻 / Volume)

55

(開始ページ / Start Page)

13

(終了ページ / End Page)

22

(発行年 / Year)

1997-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00019928>

「トモアキラノ能」

—非世阿弥自筆説補考—

望月 郁子

内容

一 導言

二 「トモアキラノ能」と世阿弥自筆能本相互の書体の対比

—漢字「心」・踊字—

三 「トモアキラノ能」の能本としての問題点二三

—能の名称・最初の一行・ヲカシ—

一 導言

宝山寺蔵の世阿弥自筆能本と一緒に伝えられた能本「トモアキラノ能」については、一九六三年に表章が、片仮名字体の詳細な研究成果をふまえて、世阿弥自筆能本に使用される「了」が「トモアキラノ能」ではあらわれず、専ら「ホ」だけが使用されている事実を根拠に、世阿弥自筆でないとい提唱した『世阿弥生誕六百年記念展覧会目録』の同書解説。更に香西精によつ

て、「トモアキラノ能」には世阿弥自筆能本には見当らない混乱、即ち、促音「ツ」が予想される箇所「ン」と記された事例、「モンコ（物故）」「ヒンシヤウ（必生）」「シンカイ（悉皆）」「マシカサマニ（真逆様）」がある一方、撥音「ン」であるべき所に「ツ」とある事例、「ムンストクツテ（組）」があるとい指摘され、表説が補強された（『久次本『知章』』『鍔仙』一九七一年五月、『世子参究』一九七九年一月わんや書店所収。香西は「久次本の奥書の年号「応永卅四年」の「四」の字も、世阿弥は「二々」と表記すること、「トモアキラノ能」における「ト書」の極端な省略」「節付けの完全な省略」も別筆判定の根拠とした）。

「トモアキラノ能」が世阿弥自筆でないとする主張は以上の通りであるが、川瀬一馬編『世阿弥自筆能本十一番集』（一九九四年四月わんや書店）のごときがあり、本誌に執筆を依頼されたのを期に、蛇足の域を出ないが、「心」など若干の漢字と踊り字の書体を取り上げ、「トモアキラノ能」が世阿弥自筆能本と書

体が相違することを述べてみたい。筆者の関心は世阿弥自筆能本の用字原理^(注1)にあり、「トモアキラノ能」との対比検討を通して、それをいくらかでも明確にできればと思う。

以下、調査は『世阿弥自筆能本十一番集』(上掲)による。

二 「トモアキラノ能」と世阿弥自筆能本相互の書体の対比—漢字「心」・踊字のばあい—

世阿弥自筆能本は片仮名書である。

「ア」と「ホ」は「字体」を異にする事例であり、書き手が同一か否かを検討する手がかりとなり得た。

同一字体の仮名相互の書き手による「書体」のずれの有無の検討も、筋としては在って当然であるが、現実問題としては殆ど不可能である(大体書体は、尊敬する人の字とか、手本とかを見ながら相当量書くと、自然に似てくる。特に片仮名は似せようと意識すれば自分で字が変わってくるのが判る)。以上、片仮名に内在する方法上の限界である。

世阿弥自筆能本には若干ながら漢字もある。

「トモアキラノ能」にあらわれる漢字の「書体」を世阿弥自筆能本のそれと対比検討するために、比較の可能な漢字を求めて、現実突き合わせをやった結果、対比の候補として、「心」¹⁾「第」²⁾「春」³⁾「松」⁴⁾、更に踊字を得た。

対比検討に入る。以下、事例は図版で示す。Aが「トモアキラノ能」、Bが世阿弥自筆能本である。Bには能本名を事例の各漢字の下に記す。算用数字は複製本の頁数である(以下同)。

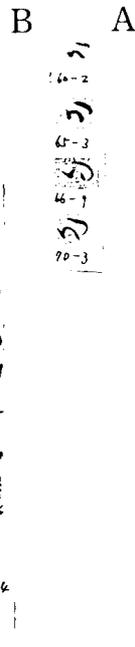
「二一」(「心」字) 「心」はトモアキラノ能に四事例ある。

Aに列挙する。世阿弥自筆能本における事例数は計55。そのうちわけは、盛久4・夕、ツ1・江口15・雲林院5・柏崎9・難波6・松浦5・阿古屋松6・布留4である。数量・分布ともに当面の比較検討に適している。全事例をBにあげる。各々の執筆時期は、奥付の日付によれば、次のごとくである。

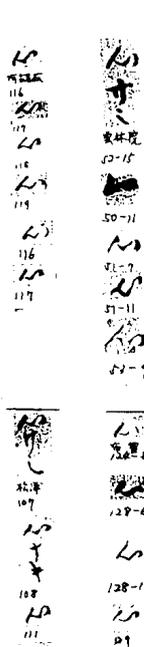
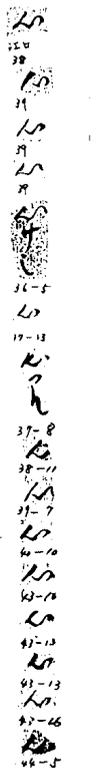
応永二十年	(五一才)	「難波」
同三十年	八月 (六一才)	「盛久」
同三一年	一月 (六二才)	「夕、ツ」
同三一年	九月 (六二才)	「江口」
同三三年一月	(六四才)	「雲林院」
同三四年	二月 (六五才)	「トモアキラ」
同三四年	十月 (六五才)	「松浦」
同三四年一月	(六五才)	「阿古屋松」
同三五年	五月 (六六才)	「布留」
(日付なし)		「柏崎」

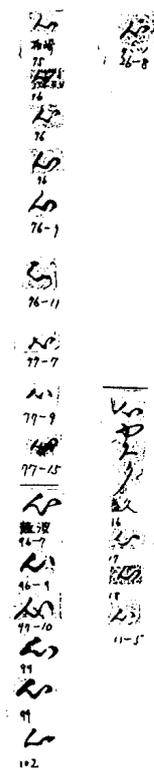
「トモアキラノ能」と他の能との間の執筆年月の隔たりは、「難波」が一四年前、他は五年以内である。

A



B



右の図版A Bに明らか様な様に、世阿弥自筆能本の諸例(B)は、第一画が左下に45度くらいの傾斜で引かれていて例外がない。対するにAは第一画が右下に短い。トモアキラノ能の執筆時期に近い「雲林院」「松浦」の「心」にしても、Aの「トモアキラノ能」の「心」との相違は一目瞭然である。

「心」の書体のこの相違は、「トモアキラノ能」を世阿弥とは別筆とする先学の主張に矛盾しないものである。

ところで、世阿弥自筆の他の文献の「心」にAの書体がないわけではない。表章・後藤ゆう子「世阿弥の平仮名書の用字法の特徴」によれば、

「心」字は修24・紙29・状7例で、「佐渡状」にも3例見えるが、多くは11の「初心」の分の書体（一般に多用される形）

―望月注 当該能本のBの書体―であり、修8・紙3・状7の計18例が1の形―望月注 当該「トモアキラノ能」のAの書体―である。この1の形はそう特異な書体でもないが、かなり特色のある筆法ではある。紙に比較的用例が少ないが、状の7例すべてが1の形なのに「佐渡状」の3例はすべて11の形であり、書写態度によって方寄りが生じているのである。（上83頁）

当面の問題を、《能本》執筆に際しての世阿弥の基本姿勢、用

字原理にしぼる。平仮名書においては「心」にA B両書体を書いた世阿弥が、「世書」と署名した能本においてBに撤したのは偶然ではあるまい。六一才の「盛久」から六六才の「布留」までの五年間とそれらを十年から十五年逆上る五一才の「難波」との間で「心」の書体に揺れがないのは、漢字使用上の方針に基づいて書記がなされた可能性を示唆する。本論とは別に考察した世阿弥能本の片仮名の用字原理―非字音語のばあい(注1)においても、「難波」から「布留」に至る間に特にこれという揺れもずれも見当らなかった。ここに世阿弥の能本執筆の基本姿勢を見るべきではなからうか。思うに、彼は、自分の書いた能本を《證本》として死後に残したかった。自分用の字体・書体・用字原理を決めて、必ずそれに則って書いておけば、そうでないばあいよりも、自分で書いたものを他のそれと区別しやすい。片仮名による能本表記の用字原理は他ならぬ彼の自筆の証拠をそれによって示したのではなかったか。漢字に於いても基本姿勢は同様で、「心」の漢字の書体一つにしても、別書体の気紛な使用は彼自身が許さなかった。《證本》としての能本には、《秘伝》の意識も加味され、定家が《證本》を定家仮名遣で書かなければならなかったと同じく、世阿弥が彼流の用字原理を工夫して不思議はない。「難波」執筆（五一才）の頃に既にその姿勢は確立されていたであろう。

これを逆に云えば、能本執筆において、彼以外の執筆かと疑われる恐れのある文字使用を彼は当然回避したとなる。「了」をわざわざ「ホ」と書いたり、「心」字の書体をAと書くことはするはずがない。更に、世阿弥以外の人―例えば久次―が能本を

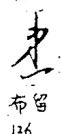
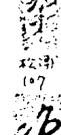
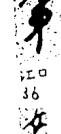
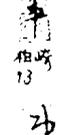
書くばあい、世阿弥に遠慮して、世阿弥の使用しない字体・書体を一二使用すると決めて書けば、それだけで世阿弥自筆能本でないかと判明するはずである。当該「トモアキラノ能」をその実例と見れないだろうか。

上述「心」と質量ともに対等の検討材料となる漢字は見当らず、以下マイナーになるが、「第」「春」「松」のばあいを検討する。

「二二」(次第の「第」字)

A  60-1

B

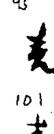
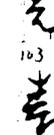
終画を「トモアキラノ能」図版(A)は縦の線の右側から縦線の下を通して左へ引くのに対し、「世書」の署名の在る能本図版(B)上から「雲林院」「布留」「布留」「松浦」では、縦線の右へ出さず、縦線の中程から左へ引き下ろす。図版最下の「難波」は〈次第〉ではなく〈第一〉の第であるが同様。「江口」では縦線の右から引くが縦線の中程を横切る。Bの七例ともAと一致しない。但しAが弧例である点に問題が残る。

「二三」(「春」字)

A  60-2  60-6

B  



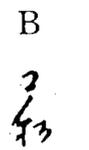
  



図版Bのうち世阿弥自筆能本の事例は「難波」の六例のみ。今一つは「江口」の宛名書き「金春殿」の「春」字で、能本本文中の字ではない。

「二四」(「松」字)

A  70-7

B     

Aは「ソナレ松」の「松」であるが、複製本で見ると、木扁部分に虫損があり、扁部分は比較しにくい。Bの「阿古屋松」二例、「松浦」「難波」の計四例のつくり部分をAのつくりと対比するのであるが、B四例相互の類似度からすれば、Aは孤立するように見える。

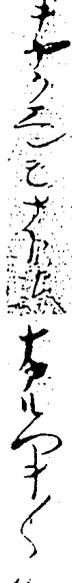
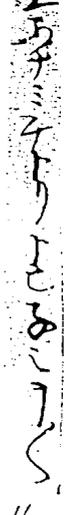
「二五」(踊り字) 踊字には書き手の癖が表れる。その意味で、文献相互の書き手が同一か否かを判別する手がかりの一つである。

「トモアキラノ能」中に表れる踊り字は19ある。全例をAに図版で掲示する。

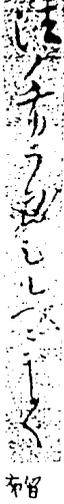
「世書」と署名のある能本、即ち「雲林院」「布留」「阿古屋松」「松浦」「江口」「タ、ツ」「盛久」「柏崎」「難波」にも相当

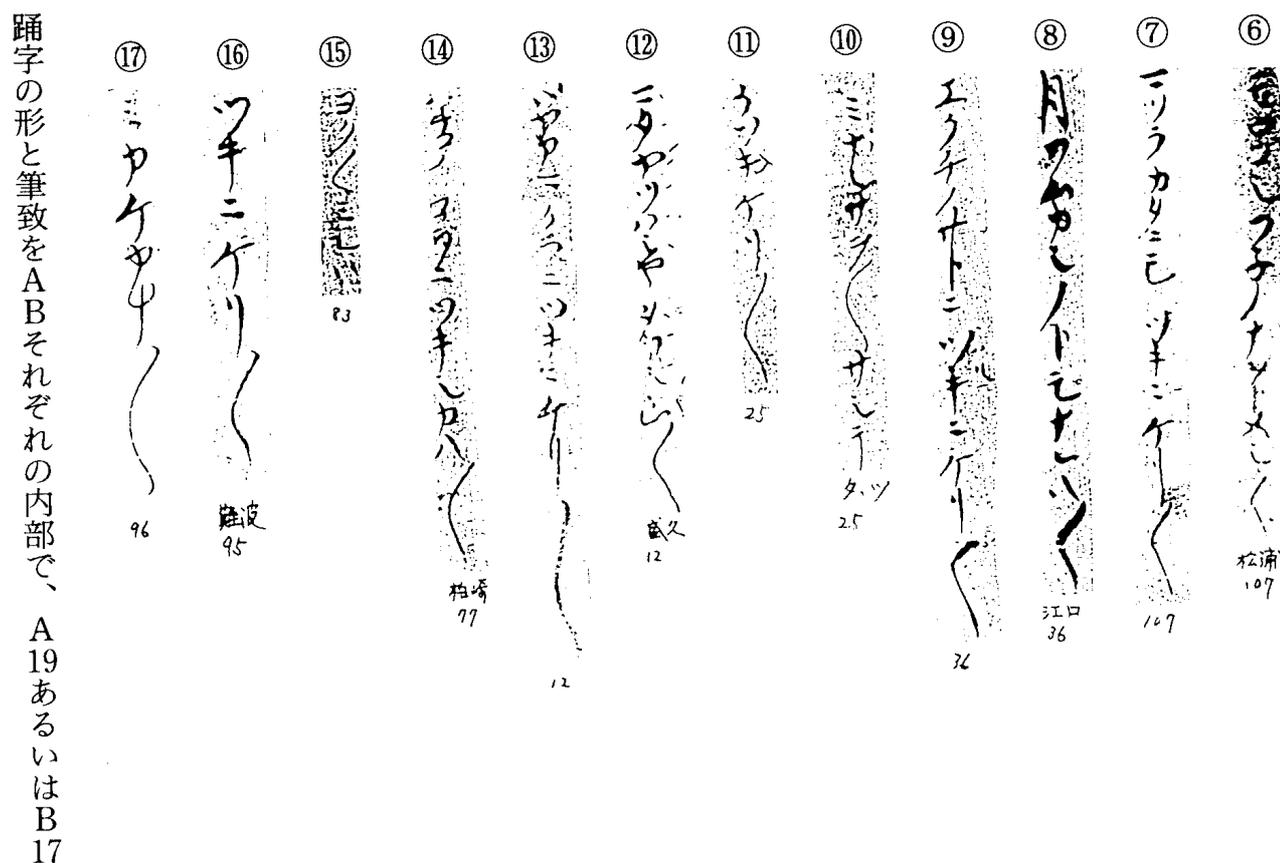
数あるが、各二例以内と限って任意に計17の踊字を抽出し、B
に列挙する。

A

- ①  60
- ②  60
- ③  61
- ④  62
- ⑤  62
- ⑥  63
- ⑦  64
- ⑧  64
- ⑨  65
- ⑩  66
- ⑪  66

B

- ①  新 117
- ②  新 123
- ③  123
- ④  阿 117
- ⑤  116
- ⑥  68
- ⑦  69
- ⑧  69
- ⑨  69
- ⑩  70
- ⑪  71
- ⑫  72
- ⑬  73
- ⑭  74
- ⑮  75
- ⑯  76
- ⑰  77
- ⑱  78



を相互に対比すれば、Aの内部・Bの内部ではそれぞれ類似が明確に認められ、異質として問題にされなければならぬ事例を摘出するのはむしろ難しい。しかしA対Bとなると、踊字の形が一致しない。図版を見れば一目瞭然であるが、説明をすれば、

①Aの方がBよりも「く」の字の曲がり方が深い。

②筆を起こす位置が、Aは直前の字の左下やや上寄りであるのに対し、Bは直前の字の左下である。

③筆の終わり方は、Aが「く」の字の最後から左に回して引くのに対し、Bは「く」の最後でとめる。

となる。踊字においても、「トモアキラノ能」は、「世書」と署名の在る能本のそれらと同一とすることはできない。

「二六」（まとめ）以上、漢字「心」「第」「春」「松」の書体、踊字の形と筆致の五つにしぼって、「トモアキラノ能」のそれら（A）と、「世書」の署名のある能本「雲林院」「布留」「阿古屋松」「松浦」「江口」「タ、ツ」「盛久」「柏崎」「難波」のそれら（B）との対比検討をした。結果は、AB相互に明確な相違が存在するとなった。これからしても、「トモアキラノ能」を世阿弥自筆と見るのは不当である。

三 「トモアキラノ能」の能本としての問題点二三

一 能の名称・最初の一行・ヲカシ

「難波」から「布留」に至る世阿弥自筆の能本は、《證本》として書かれたとする立場からすれば、世阿弥は、単に謡の本文を彼の用字原理に則って記しただけでなく、能上演に必要な諸

事項として何をどう記すか、それなりの方針が在って自然であろう。その方針は、世阿弥自筆能本現存諸本から抽出されるべきものである。

香西精は「トモアキラノ能」の「世子自筆本に見られない特徴」として「ト書の極端な省略、節付けの完全な省略」をあげた（前掲書）が、ト書の省略の実態は取り上げる迄もないとされたか言及されていない。ここでは、世阿弥自筆能本との対比の一端として、「トモアキラノ能」の能本としての問題点を、冒頭から、逐次、気がつくままに取り上げてみたい。紙幅の都合上、能の名称の書き方・最初の一行・ヲカシにしぼる。

「三1」（能の名称の書き方）

最初にぶつかるのは、能の名称をどう書くべきかである。当該文献所収の十一番が一樣でない。

①「モリヒサ」「カヤウノモノクルイ タ、ツノサエモン」「ウ
ンリンイン」「カシワサキ」

②「江口能」

③「松浦之能」「アコヤノ松之能」「□□之能（布留）」

「世書」の署名の在る能本の名称の書き方は、上掲①②③の三通りである（「難波」は名称を含む冒頭部分が現存しない）。

残る二本のうち、「ヨロホシノ古本」は①に倣った書き方である。

「トモアキラノ能」は形式上弧例となる。能本の名称の書き方において、「トモアキラノ能」は当該世阿弥自筆能本諸本と一致しない。世阿弥として①②③の三通りがあって一本化されていないのだから、「ノ能」形式が無かったとまでは言いにくいが、

当該文献所収十一番中の弧例であるのは事実である。ちなみに、当該文献冒頭の「世阿弥能本三十五番」の目録三十三番中、三十二番は①の形式（「トモアキラ」を含む）、「ウシヒキノ能」一番が形式上例外である。

「トモアキラノ能」の執筆者は、世阿弥自筆の《證本》でないことを、「ホ」の仮名使用とともに「ノ能」形式の名称によっても示そうとしたか。

「三2」（最初の一行に何を書くか・ト書）

（登場人物の指定の有無） 当該世阿弥自筆能本の第一行・第二行・第三行を抜き出せば、以下のごとくである。「ノ」は行の切れ目を示す。

「ヲトコノ次第ノフチサクマツモムラサキノ……」（雲林院）

「山フシ三人斗ノ次第ノ法ノチカララシルヘニテ……」（布留）

「次第 サ子カタニ三人出ヘシノ四方ノ山ナミシクレユク

……」（阿古屋松

浦）

「ソウ二人ハカリノ次第ノモロコシフ子ノナヲトメシ……」（松

浦）

「次第 ソウニハカリノ月ワムカシノトモナレハ……ノサシ

声」（江口）

「女二人ヒトリワヒメ ヒトリワメノトノ次第ノメクリヤア

ウト……」（タ、ツノサエモン）

「ワラコシニテ カキテ三人ハカリノサシコエモリヒサノイ

カニツチャトノニ……」（盛久）

「法師ヲトコニ三人イツヘシノ次第ノナニワノウミモカノキ

シニ……」（弱法師）

「次第／ユメチモソイテフルサトニ／サシ声」(柏崎)

「次第／春ヲ心ノシルヘニテ…／コトハ」(トモアキラ)

最初の行に登場人物の指定があるのは、「雲林院」「布留」「阿古屋松」「松浦」「江口」「タ、ツ」「盛久」(「弱法師」)である(「難波」は当該部分現存せず)。

「トモアキラ」には登場人物の指定が書かれていない。その点で、トモアキラは世阿弥自筆能本としてより一般的なかたちではない。

(その他のト書) 最初の三行に限れば「トモアキラノ能」の類例に「柏崎」がないではないが、「トモアキラノ能」はト書が質・量ともに貧弱で、全部を列挙しても左程度にすぎない。「」は「」(合点)を示す。

次第 コトハ 上マイ^(注2) コトハ (60頁) ヲトコ ソウ
(61頁) ヲトコ 下 (62頁) ソウ ヲトコ ソウ
コトハ 下マイ (63頁) ソウ ヲトコ
コトハ 下 (64頁) 下 下マイ □ □ ヲトコ (65
頁) 同 ヲトコ ヲトコ シカ ソウ 上マイ
サシ声トモアキラ (66頁) 一セイ 同 □ 音 ソウ ト
モ ソウ トモ (67頁) ソウ トモ ソウ 上
マイ 同 上 サシ声 (68頁) トモ クセマイ (69頁) 上
(70頁) トモ トモ トモ トモ 同 (71
頁) (72頁)

以上である。

「世書」の署名の在る能本の注は、これらだけではない。執筆時期が「トモアキラノ能」に近いものから順に、これら以外

の注を任意に抜き出してみる。

雲林院 女イテ、コシヲカケテイヘシ (53頁) 大コ、

(55頁)

松浦 女ツリサヲ、モツヘシ (108頁) 女ハコシヲカク

ヘシ (110頁) キリヒヤウシコ、ニテソウノモチタ

ルカ、ミヲマタトルヘシ (114頁)

阿古屋松 カエリカ、リテ (117頁) キリヒヤウシ ハヤフ

シ (121頁)

布留 女ヌノヲモチテイツヘシ (123頁) 女体ノ神体…

大コヲシツカニウチタツヘシ (129頁) ハヤフシ神

(130頁)

江口 ハル ツ、ク 入 (36頁) クル ハル フル ロ

ンキ (39頁) カサリフ子ニテユウ女ニ三人ハシカ、

リニテシツくくトウタウヘシ (41頁) カ、ル

(42頁)

盛久 ハル フル (11頁) ロンキ (12頁) クトキ 中

(13頁) エホシヒタ、レキヘシ (15頁)

柏崎 クトキ (74頁) ワタリヒヤウシ (79頁) マイア

ルヘシ (80頁)

これらの総てが筆者に理解できるはずもないが、シテの動き・太鼓・囃子・謡に涉つての、上演に則した指示である。「トモアキラノ能」の注記は、今流に言えばシテ・ワキの区別がほとんどで、世阿弥自筆能本の注に比して則上演性に乏しい。香西の云う「ト書の極端な省略」の一部である。

「三三」(ヲカシの標示)

能にはアイ(間)が重要な役割をはたす。世阿弥自筆能本では、ヲカシといい、ヲカシについての注も右のごとく記されている。数字は頁数。

布留「ヲカシ

フシキノ御事ニテ候 ムカシモ ケヂヨノ コノカワニテ ヌノヲアライタリシニ ミツルキノ ナカレト、マリ給タリシ ソノインエンニ ヨリテ フルトワ申テ候カ イカサマタツトキ ヒシリニテ御ワタリ候ホトニ カ、ル御ツケモワタラせ給候カ コンヤワ シンゼンニ 御コモリ候テ 御ツトメモ候ワハ マタフシキノ御ツケモヤ候ヘキト ソンチ候

シカくく(128)

阿古屋松「ヲカシ シカく(空白二行分 119)

松浦「ヲカシコトハシカくく(サヨヒメワ コフ子ニノテ

ヲキニイテ、 カ、ミヲ イタイテ ミヲナケタルヨシユウヘシ(112)

江口「ヲカシニトウヘシ

コノシヤクタウワ イニシエノエクチノキミトテ ナニキコエタル ユウクンノアトノシルシニテ候 コレワカジンニテ イラレニケルカ マコトワ フケンホサツノケシンナト、申ツタエテ候 サイキヤウ上人モ ウタヲヨマレテ候ケルニ ヲモシロキヘンカヲ セラレタリケルナント申ツタエテ候 心アル人ワ御トフライ候 タチヨリテ御トフライアラウスルニテ候(37)

「ヲカシ

サレハコソコレワコノホトモタウトイ人ノユメニモ ム

カシノエクチノチャウカワフ子ニテ ツ、ミシヤウカニテアソヒタマウカ ノチニワ フケンホサツトナテ テンニアカリタマウト ユメニモミ マタワ マホロシニモ 月ヨナントニワ ミエタマウト ヲセラレ候ソ コノカワハタニテ 心ヲスマイテ ゴランセラレ候ヘ マコトニタツトキ御コトニテワタリ候ワハ ムカシノエクチノチャウフナアソヒニテ御ミエ候ヘキソ マチテコラン候ヘ マコトワムカシノエクチノチャウワフケンホサツノケンくく(トコソ申ツタエテ候ヘ(40)

盛久「エホシヒタ、レキヘシ(15)

柏崎「ヲカシ 女モノクルイカキタルトイウヘシ シカくく(77)

難波「ヲカシ シカくく(空白一行分 102)

雲林院「女イテ、コシヲカケテイヘシ(53)

以上、世阿弥自筆能本のヲカシに関する注である。対するに「トモアキラノ能」では、

「ウシロカケモウセニケリヤくシカく(66)

である。トモアキラには、ヲカシという語がない。「ヲカシ」の語がないのは、世阿弥自筆能本では「盛久」「雲林院」であるが、二つともにシテの物着・しぐさの指示があり、シテが指示に従う間がヲカシの出番であるから、シテに対するこの指示は、実質的にヲカシに対する指示にもなるか。^(注3)トモアキラには、シテに対する指示がない。「シカく」のみで、それも上掲のほとんどが三回繰り返し返すのに対し、二回である。

「トモアキラノ能」について、ヘラカシ(アイ)に対する配慮

が行き届いている」とは決して言えない。そこに、「トモアキラノ能」の執筆者と世阿弥とのヲカシ（アイ）に対する配慮の落差が窺えるのではないか。

以上、「トモアキラノ能」を「世書」の署名の在る能本と比較し、両者の相違について若干の検討考察を試みた。世阿弥自筆能本が上演の爲の《證本》であると見るにしても、《節》をはじめ難解な問題が多い。能本を始めて手懸けた、その意味でも初心者の試論であるが、「トモアキラノ能」を世阿弥自筆と積極的に認めるためには、上述の諸点について、マイナス材料とならない方向での論証が必要となろう。それを素通りしたまま、「トモアキラノ能」を世阿弥自筆と断定するのは許されるべきではない。あるまい。

注

- 1 筆者「世阿弥自筆能本における用字原理―非字音語のばあい・「布留之能」を中心に」（「二松11号」一九九七年三月）
- 2 トモアキラではニにイが続く形であるが、イの初画がニの終画に切れずに続く。あるいは衣篇の一部で「初」の略体か。
- 3 金春流現行謡本では盛久・雲林院ともに当該位置に間狂言が入る。
〔付記〕この小論を書くに際し、表章先生に、先行研究を主に、ご教示をいただいた。記して謝意を表したい。

（もちづきいくこ・一九六〇年修士卒）